



答 申 第 7 1 3 号  
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け神保高介第 4220 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う個人情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 認知症の早期受診を支援する診断助成制度、及び認知症の方による事故の被害者を救済する事故救済制度を実施するに当たり、認知症の診断に関する個人情報を収集することは、早期受診・早期診断の促進、及び認知症の方等の安全・安心な暮らしに寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

◎は条例第7条第3項に該当するもの

<受診券申請時と事故救済制度申込時の本人以外連絡先>

- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・続柄

<認知症疾患医療センター受診者の情報>

- ・氏名
  - ・氏名 (カナ)
  - ・住所
  - ・生年月日
  - ・年齢
  - ・性別
- ◎・患者区分 (初期集中支援事業対象者、かかりつけ医紹介、若年、その他)
- ◎・認知症に関する診断結果及び精密検査結果

<GPS 安心かけつけサービスの利用情報> ※委託事業者より収集

- ・氏名
- ◎・かけつけサービスの利用実績
- ◎・かけつけサービス利用の内容 (サービス利用時の状況、対応内容等含む)

<事故救済制度 (給付金) 支給時の相手方加害者・相手方被害者の情報>

(被害者から請求する場合)

- ◎・事故状況 (発生日時、場所、原因、事故内容、加害者の怪我・治療の状況等)
- ・相手方加害者の氏名
  - ・相手方加害者の氏名 (カナ)
  - ・相手方加害者の住所
  - ・相手方加害者の生年月日
  - ・相手方加害者の年齢
  - ・相手方加害者の性別
  - ・相手方加害者の連絡先
- ◎・相手方加害者の認知症の診断書 (市に登録をしていない場合)

(加害者から請求する場合)

- ◎・事故状況（発生日時、場所、原因、事故内容、被害者の怪我・治療の状況等）
  - ・相手方被害者の氏名
  - ・相手方被害者の氏名（カナ）
  - ・相手方被害者の住所
  - ・相手方被害者の連絡先（電話番号等）
- ◎・事故による相手方被害者の死亡情報
- ◎・事故による相手方被害者の入院・通院情報
- ◎・事故による相手方被害者の後遺障害情報
  - ・事故による相手方被害者の休業損害情報
  - ・事故による相手方被害者の財物損壊情報

<事故救済制度（賠償責任保険制度）の利用情報>※委託事業者より収集

- ◎・事故状況（発生日時、場所、原因、事故内容、加害者・被害者の怪我・治療の状況等）
  - ・加害者、被害者の氏名
  - ・加害者、被害者の氏名（カナ）
  - ・加害者、被害者の住所
  - ・加害者、被害者の生年月日
  - ・加害者、被害者の年齢
  - ・加害者、被害者の性別
  - ・加害者、被害者の連絡先
- ◎・裁判、示談に係る情報
  - ・保険金支払い情報



答申第714号  
平成30年12月27日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年12月27日付け神保高介第4220号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
介護保険被保険者番号の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 認知症の早期受診を支援する診断助成制度、及び認知症の方による事故の被害者を救済する事故救済制度を実施するに当たり、認知症診断システムを構築し、最新の介護保険被保険者情報を反映するために、保健福祉局高齢福祉部介護保険課が保有する介護保険被保険者番号を利用することは、制度利用者の正確かつ迅速な把握に寄与するため、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
介護保険被保険者番号の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【利用する情報項目】

- ・ 介護保険被保険者番号



答申第715号  
平成30年12月27日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年12月27日付け  
神戸参住第1473号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 認知症の早期受診を支援する診断助成制度、及び認知症の方による事故の被害者を救済する事故救済制度を実施するに当たり、認知症診断システムを構築し、最新の住記情報を反映するために、市民参画推進局参画推進部住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、制度利用者の正確かつ迅速な把握に寄与するため、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【利用する情報項目】

(75歳以上の神戸市民への受診券の郵送)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・郵便番号
- ・住所(漢字)
- ・氏名(漢字、カナ)
- ・生年月日

(認知症診断システムにおける制度利用者の管理)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・住民基本台帳世帯番号
- ・カナ氏名、漢字氏名(アルファベット氏名、通称名を含む)
- ・生年月日
- ・性別
- ・住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)
- ・異動届出年月日、異動年月日(住民となった年月日、外国人住民となった年月日、消除日を含む)
- ・住民基本台帳消除事由
- ・郵便番号
- ・住所
- ・転入前住所、転出先住所
- ・続柄
- ・住基DV情報

(事故救済制度対象者の要件確認)

- ・住民基本台帳個人番号
- ・カナ氏名、漢字氏名(アルファベット氏名、通称名を含む)
- ・生年月日
- ・住民区分(住民、転出者、死亡者、住登外者)
- ・住所



答申第716号  
平成30年12月27日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成30年12月27日付け神保高介第4220号-3により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 認知症の早期受診を支援する診断助成制度、及び認知症の方による事故の被害者を救済する事故救済制度を実施するに当たり、認知症診断システムを構築し、両制度の実施に必要な個人情報を電子計算機処理することは、情報の確実な管理と事務の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。



認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴う  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報項目】

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

<認知症診断システム>

1. 住民基本台帳情報

- ・住民基本台帳個人番号
- ・住民基本台帳世帯番号
- ・カナ氏名、漢字氏名（アルファベット氏名、通称名を含む）
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・住民区分（住民、転出者、死亡者、住登外者）
- ・異動届出年月日、異動年月日（住民となった年月日、外国人住民となった年月日、消除日を含む）
- ・住民基本台帳消除事由
- ・郵便番号
- ・住所
- ・転入前住所、転出先住所
- ・続柄
- ・介護保険被保険者番号

◎・住基 DV 情報

2. 認知症の診断に関する情報

- ・受診券申請日
- ・受診券申請書受理日
- ・受診券発行日
- ・受診券番号
- ・受診日（認知機能検診及び認知機能精密検査）
- ・受診医療機関情報（認知機能検診及び認知機能精密検査）
- ◎・神戸市認知症診断助成制度による認知機能検診の結果  
（問診票および改訂長谷川式簡易知能評価スケールの内容等含む）
- ◎・神戸市認知症診断助成制度による認知機能精密検査の結果  
（受診者の形態画像検査（頭部 CT あるいは頭部 MRI）、神経心理検査（MMSE 等）、血液検査、日常生活動作評価等の結果、及び「認知症」「軽度認知障害（MCI）」「認知症でない」等の診断結果含む）
- ◎・既診断者等の認知症の診断に関する情報（神戸市認知症診断助成制度以外による診断）

### 3. 診断助成制度の助成金交付に関する情報

- ・ 支出命令日
- ・ 支出命令番号
- ・ 交付額
- ・ 保険診療の自己負担割合

### 4. 事故救済制度に関する情報

- ・ 賠償責任保険加入日
- ・ 賠償責任保険解約日
- ・ 賠償責任保険解約理由

#### ◎ 給付金利用回数

- ・ GPS 利用開始日
- ・ GPS 利用終了日
- ・ GPS 解約理由

#### ◎ かけつけサービス利用回数

### 5. その他

- ・ 電話番号（自宅）
- ・ 電話番号（携帯電話）
- ・ 送付先氏名
- ・ 送付先住所
- ・ 送付先電話番号
- ・ 送付先続柄
- ・ 連絡先氏名
- ・ 連絡先住所
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 連絡先続柄

#### <認知症診断システム構築前の全庁ファイルサーバにおける管理項目>

- ・ カナ氏名、漢字氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所
- ・ 電話番号（自宅）
- ・ 電話番号（携帯電話）
- ・ 送付先氏名
- ・ 送付先住所
- ・ 送付先電話番号
- ・ 送付先続柄
- ・ 連絡先氏名
- ・ 連絡先住所

- ・連絡先電話番号
- ・連絡先続柄
- ・受診券申請日
- ・受診券申請書受理日
- ・受診券発行日
- ・受診券番号

(本人以外の連絡先または送付先)

- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・続柄